

福島国際研究教育機構地域連携推進事業業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、福島国際研究教育機構地域連携推進事業業務において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により業務委託者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

福島国際研究教育機構地域連携推進事業業務

(2) 業務内容

別紙「福島国際研究教育機構地域連携推進事業業務委託仕様書（案）」のとおり

(3) 委託予定期間

委託契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

(4) 委託契約上限額（見積限度額）

6,385,000円（うち消費税及び地方消費税を含む）

この予算以下の金額で委託業務を受注し、確実に実施可能な提案を行うこと。

3 スケジュール

項目	日程
公募開始（HP掲載）	令和8年4月20日（月）
質問書提出締切	令和8年4月22日（水）16時
質問書回答日	令和8年4月24日（金）予定
参加申込書提出締切	令和8年4月28日（火）16時
企画提案書提出締切	令和8年5月8日（金）16時
プレゼンテーション	令和8年5月12日（火）予定
選定結果の通知	令和8年5月14日（木）予定
委託候補者との仕様協議、契約締結	令和8年5月15日（金）以降

4 参加資格等

提案書を提出する者（以下「提出者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 福島県内に本社又は事務所・事業所を有し、県内で確実な業務遂行体制が確保されていること。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係る

ものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。)

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

5 プロポーザルの手続き等に関する事項

(1) 募集要領等の入手方法

募集要領及び各種様式等の電子データは、福島県企画調整部福島イノベーション・コースト構想推進課（以下、「福島イノベーション・コースト構想推進課」という。）のホームページから取得すること。

なお、福島イノベーション・コースト構想推進課の窓口又は郵送等での配布は行わない。

(2) 質問書の受付

質問がある場合は、「質問書（第1号様式）」を次のとおり提出すること。

ア 受付期間

令和8年4月22日（水）16時まで（必着）

イ 提出方法

「12 問い合わせ先（事務局）」まで電子メールで提出することとし、送信した旨を必ず電話で連絡すること。電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

ウ 回答

質問書に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福島イノベーション・コースト構想推進課のホームページに掲載する。（令和8年4月24日（金）に掲載予定。）

6 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「公募型プロポーザル参加申込書（第2号様式）」を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和8年4月28日（火）16時まで（必着）

(2) 提出方法

「12 問い合わせ先（事務局）」まで電子メール、持参又は郵送により提出すること。

※ 持参する場合は、月曜日～金曜日（祝日を除く）の9時～16時までとする。

※ 郵送の場合は、封筒に「参加申込書等在中」と朱書の上、簡易書留等配達記録の記録が残る方法とすること。

※ 電子メールの場合は、送信した旨を必ず電話で連絡すること。

(3) 留意事項

参加申込書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。また、提出期限までに参加申込書を提出しなかった者は、7に定める企画提案書の提出ができないものとする。

7 企画提案書の提出

企画提案書等は次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和8年5月8日（金）16時まで（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※ 持参する場合は、月曜日～金曜日（祝日を除く）の9時～16時までとする。

※ 郵送の場合は、封筒に「企画提案書等在中」と朱書の上、簡易書留等配達記録の記録が残る方法とすること。

(3) 提出書類、部数

ア 提出書類

① 企画提案書（任意様式、日本工業規格A4版15ページ以内）

「事業実施に係る全体スケジュール」「運営体制（人員配置）」、「仕様書（案）」に示した業務の企画提案内容」「その他企画提案に必要な情報」を具体的に記載すること。

文書を補完する図表、写真等も使用し、分かりやすく記載すること。

② 事業費積算内訳書（任意様式、日本工業規格A4版）

③ 会社概要（第3号様式）

④ 業務実施体制（第4号様式）

⑤ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第5号様式）

イ 提出部数

①～④ 7部（正本1部、副本6部）、/⑤ 1部（正本1部）

8 企画提案書に係る留意事項

- (1) 次のいずれかの事項に該当する場合、企画提案書は無効とし、プロポーザルに参加できないものとする。
- ア 提出者が上記4に定める参加資格等を満たしていない場合。
 - イ 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合。
 - ウ 提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
なお、提出期限の日時までには提案書が到着しないことを理由に提案書が無効とした場合、簡易書留等以外の配達記録を有さない方法で郵送した者からの異議は受け付けない（特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに、受取人の郵便受箱に配達するものであり、配達記録を有さないので注意すること。）。
 - エ 虚偽の内容が記載されている場合。
 - オ 見積書の金額が上記2(4)に記載した委託契約上限額（見積限度額）を超過している場合。
 - カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
 - キ 企画提案書の提出から契約までの間に、企画提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く。
 - ク 審査関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した場合。
 - ケ その他本募集要領又は福島県が予め指示した事項に対する重大な違反が認められる場合。
- (2) 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 参加申込書又は企画提案書を提出した後に、参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。
- (5) 企画提案書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行う場合がある。
- (6) 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となる。

9 プロポーザルの審査に関する事項

審査会を開催し、審査委員が提出された企画提案書等の評価を行い、委託契約候補者を選定する。

(1) 審査会（プレゼンテーション）

ア 日時

令和8年5月12日（火） 午後

※都合により変更する場合がある。

※オンラインにて開催する。時間等詳細については、別途連絡する。

イ 方法

プレゼンテーション（15分以内）及び質疑応答（10分以内）を実施する。なお、プレゼンテーションにおいて説明に用いることができる資料は、提出した企画提案書のみとする。

(2) 審査基準及び配点

審査項目		配点	評価基準
業務遂行能力	実施体制	15点	・業務を実施する上で十分な進行管理体制及び作業人員体制となっているか。
	業務実績	10点	・過去の類似する業務等の実績があり、その経験やノウハウをいかした業務成果が見込まれるか。
	スケジュール	10点	・業務が円滑に遂行できる工程計画であるか。
企画提案内容	業務方針	10点	・業務の目的に合致した提案となっているか。
	業務に係る企画提案①	15点	・制度周知のターゲットや周知方法について、新たな案件の掘り起こしにつながる的確な内容となっているか。 ・相談対応の業務について、県の補助事業の実施を円滑化するものか。
	業務に係る企画提案②	25点	・成果の見える化業務について、発信の手法や頻度は、十分効果が見込まれるものか。 ・F-REI に対する地域側の連携意欲を喚起させることが期待できるものであるか。
業務経費	業務経費の積算	15点	・業務内容に見合った適切な積算となっているか。

(3) 委託契約候補者の決定

審査委員は、審査基準の項目ごとに評価基準により評価点をつける。各審査委員の評価点を合計して総合得点を算出し、総合得点の最も高かった者を委託契約候補者(単独随意契約予定者)とし、それに次ぐ得点の者を次点者として決定する。

ただし、企画内容等に関する評価配点の上限(100点)に審査委員数を乗じた評価配点合計の60%以上の合計点を得ていることを最低基準とする。

なお、得点の最も高い者が2人以上あるときは、審査会において協議し、委託契約候補者及び次点者を決定する。

(4) 結果の通知等

ア 審査結果

審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知する。

なお、業務委託予定者名については、県ホームページでも公開する。

イ 審査結果に関する開示請求

選定されなかった者は、選定されなかった理由をその通知の日の翌日から起算して2週間以内に審査結果開示請求書(様式第6号)により求めることができる。

また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して10日以内に通知する。

なお、開示内容は「請求者及び選定された業務委託予定者の企業名とそれぞれの審査時の総得点」とする。

10 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した委託契約候補者と福島県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。なお、仕様書の内容は委託契約候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合もある。

(2) 契約金額の決定

契約金額は(1)により確定した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は委託契約上限額（見積限度額）を超えないものとする。

(3) その他

ア 委託契約候補者とは福島県財務規則に基づき契約交渉を行うが、上記8(1)の該当する場合（企画提案書等の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。）は、その者とは契約の締結は行わない。なお、この場合は、次点の者を候補者とする。

イ 委託契約候補者と福島県との間で行う協議が整わない場合、委託契約候補者から改めて徴収した見積書が予算額を超えている場合又は委託契約候補者が契約を辞退した場合は、次点の者を候補者とする。

11 公正なプロポーザルの確保について

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、委託契約候補者の決定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12 問い合わせ先（事務局）

このプロポーザルに関する問い合わせ先は、次のとおり。

なお、事務局以外では、本件についての質問に対する回答及び資料の提供は一切行わない。

(1) 事務局 : 福島イノベーション・コースト構想推進課（担当：伊藤、石本）

(2) 所在地 : 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（本庁舎5階）

(3) 電話番号 : 024-521-8645

(4) 電子メール : fukushima_innov@pref.fukushima.lg.jp